

## 第 3 回 練馬区農業振興計画策定懇談会議事要旨

日時：平成 22 年 6 月 30 日（金） 18 時 00 分～20 時 00 分

場所：練馬区役所庁議室

参加委員：9 人出席（委員数 9 人）

資料：会議次第

資料 1 「農業振興計画の取組みの方向性」

資料 2 「農のあるまちづくり推進の方向性」

資料 3 平成 22 年度練馬区農業振興計画策定のための農業者意向調査集計結果（速報版）について

資料 4 次期農業振興計画における農業経営基盤強化促進法の基本構想の位置づけについて

資料 5 練馬区農業振興計画策定懇談会の主な意見集

練馬区農業振興計画策定懇談会委員名簿

第 2 回 練馬区農業振興計画策定懇談会議事要旨

内容：1. 議事

(1) 農業振興計画の課題と取組みの方向性について  
農地保全について

(2) 農あるまちづくり推進の方向性について

(3) 農業振興計画の取組みの方向性について

1) 農業者意向調査集計結果【速報版】について

2) 次期農業振興計画における練馬区都市農業基本構想について

3) 懇談会での意見について

2. その他

(1) 第 2 回懇談会議事要旨について

(2) 次回日程について

(3) その他

### 1. 議事

#### (1) 農業振興計画の課題と取組みの方向性について

資料 1 「農業振興計画の取組みの方向性（農地保全）」について説明。（事務局）

- 課題 1 について、今の農地を活用するためには、「区民が農作業を応援する」「農地を集約する」などの以前に、農家が農地を活用することを方針として入れるべきである。作物が作られなくなったために、農地が使われなくなったことが考えられるので、キャベツから転換する作物、つまり土地利用型の作物を推奨することも有効だろう。そのためには、ブランド化のほか、オーナー制度などを活用し、自ら耕作するのではなく区民の方に入ってもらうなどして、作物の栽培を中心に考えなければ、他の面での活用ばかりになってしまうだろう。（委員）

- しっかり活用するといったとき、どのような状況をしっかり活用されていないと認識するかが問題である。労働力が足りないということもあるだろうが、芝生になっている場所や、「梅・栗」といわれる農地の中にも、しっかり活用されていないと認識すべき場所があるかもしれない。しっかり活用されていないことを共通の認識として持つ必要がある。(座長)
- 農地を集約するという観点は一つあると思うが、区画整理事業がそれに当たるかどうかは、また別の問題である。区画整理事業には減歩があり、農地が減少してしまうことが問題である。区画整理を進める上では、そのような観点をもって進めることが大切だと思う。(委員)
- 企業やNPO法人を活用するという観点が、いくつか出てくる。確かに今の時代はそのような趨勢にあり、公共性の高い体験型農園を活用するという趨勢もある。「農地を企業やNPO法人などに貸し付け、公共性の高い体験型農園等を利用する・・・」という内容は、それらの趨勢を足したような内容だが、実際に農地を貸し付けて体験型農園を運営し、技術を教えるのは農家の方である。主催は企業やNPOであっても、農家の方がいないと成り立たない。また、「農業体験の場として開放する」について、「借地公園として区が借り上げ、農作物収穫体験の場として整備する」のは良いことのように捉えられるが、そこで収穫体験をするためには、誰かが先に作付けをしておかなければならず、結局農家の方がいないと成り立たない。企業やNPOをすぐ活用することについては、整理する必要があると思う。(委員)
- 農作業のヘルパー制度が現状で機能していないのは、賃金が伴うので農家が使いきれないためであり、ボランティアであれば、JAが自由に農家の方に紹介することもできるが、ヘルパーはなかなか紹介できない状況である。(副座長)
- 担い手の話は、前回の資料5の2ページで議論していただいている。前回、十分に議論を尽くせなかったので、改めて議論していただければと思う。(事務局)
- 土地区画整理事業についてはおっしゃる通りである。今、練馬の土支田地区で区画整理を行っており、農地については18%ほどの農地が減歩されているが、単純に住宅地のしわ寄せを農地に与えて良いのかは課題である。圃場整備というのを岸和田でやっており、非常に減歩率が低いと聞いている。今後はそのような取組みも研究する必要があるだろう。(事務局)
- 「借地公園として区が宅地化農地を借り上げる」というのは、耕作ができなくなった農地ということが前提であり、農家の方も厳しい状態にあることになる。その中で区が借り上げて、誰が作付けをするのかが問題だろう。先ほど、担い手・支え手の話があったが、例えばJAのいろいろな組織体が作付けをするといった体制ができないと、区が借地公園として借り上げて、実際には存続できないだろう。その場合、区画貸しなどで区民農園や市民農園にするしかないだろう。(事務局)

- 企業、ボランティア、ヘルパーなどは、都市農業の一つの可能性として考えられる。企業などはこれまで、農地法との関係などで可能性としても考えられてこなかった  
(事務局)
- 「都市計画と連携した農地保全手法を研究する」というのがよく理解できない。ここだけを読むと、相続税は下がっても、土地の評価や価格も下がって、結局農家の人も売らないのではないかと思う。(委員)
- 容積率の移転の手法については、まだ研究段階である。昨年度、練馬まちづくりセンターで立ち上げられた研究会で研究段階のものが、練馬区都市農地協議会でも問題として取り上げられた。内容は、例えば農地の容積率を駅前などに移転して、農地の容積率を下げ、農地に建物が建てられなくなり、農地の地価が下がり、相続税が抑えられる。農家の方は、容積率を駅前に移転したときに建ったマンションなどの床の権利を取得し、賃貸経営などで収入を得る、という理屈で、農地の容積率を下げられないかというものである。(事務局)
- 従来の容積率に、減った分の容積率を付加できるということなのか。(委員)
- それが研究課題である。土地計画法上、容積率を移転することには問題が非常に多く、特区では実施している例もあるが、今すぐできるような手法ではない。(事務局)
- 来年度以降、3 ヶ年ほどで都市計画法の見直しが行われるが、農地もそれに関係する。新しい都市計画法の中でそういった取組みができないか、国交省の勉強会でも議論されている。そうした流れを踏まえて、練馬まちづくりセンターでも研究している。(事務局)
- 農地をしっかりと活用することについては、都市にある農地は、強い言葉で言えば、それなりの使い方をする義務があると思う。どこかの段階で、練馬の農地のミニマムの条件、あるいは練馬農業のあり方の最低の基準を議論していく必要があると思う。全ての農地について防災協定を締結し、防災のために提供するとか、きちんとした景観を整備するなど、都市の中にある農地としての使い方の義務のようなものを、今回の計画で打ち出せたらと思う。例えば、どの畑でも生産額 80 万～90 万を売りあげるなどの、共通の認識となる基準を議論できたら良い。どのような基準が練馬の現状にふさわしいかという問題はあるが、練馬の農業が満たさなければならない条件は、「しっかりと活用する」だけでなく、防災、景観など様々なものがある。区や市民が応援をする中で、条件を満たすような農地の使い方をすることが必要だと思う。(座長)
- 課題 2 に関しては、農家の間での農地の貸し借りによる農地の保全も、柱の 1 つとして入れた方が良いのではないかと。農家の税制など色々な問題があるが、これはその税制を前提として書かれている。(座長)

- 課題4「国へ制度改善を働きかける」の中の、農地の物納制度については、国交省の研究会で、農地を都市に必要な施設として位置づけて残すことが、基本的な方向として議論されている。その中で、物納制度を農家にとって使いやすい制度にして、物納された農地はお金に換えないできちんと農地として利用するのは、無理のない流れだと思う。今は売れる場所しか受け付けられなかったり、価格の問題だったり、色々な問題があるが、全ての農地が物納で残されていくという道筋を、制度として位置付けても良いのではないかと思う。(座長)
- 容積率移転については、過去に何度か議論されている問題だが、人口が減っている状況の中で、容積率があることを前提として次々に移転していくのではなく、容積率全体を切り下げることと結びつけて考えられないか。農のあるまちづくりといったときに、農地がないところでは緑地をつくりだすことも課題になっている。(座長)
- 区民農園に力を入れているが、練馬の農地を全部使っても、全区民ではなく、抽選で当たった一部の区民の方しか利用できないが、それで良いのだろうか。農業体験もすばらしいが、食料生産の場としても考えなくてはならない。キャベツは、ブランドとしてはほとんど終わり始めているが、新たなブランド品を昔のキャベツのようにまとまって栽培することができれば、貸し借りも進むのではないか。5反借りてキャベツを栽培しようという人は儲からないので栽培しないが、別のブランドがあれば、広い農地を借りて栽培したり、ヘルパー制度を活用したりできる。今ある農地をしっかりと活用していくためには、ブランド化を進めることも1つの手法だと思う。(委員)
- 適切に農業をしていない方も納税猶予を受けている実態がある。何か線引きをして、一生懸命農業をしている農地、跡継ぎがいなくて荒れている農地、跡継ぎがいても荒らしている農地などをしっかりと定義する必要があるのではないか。納税猶予を受けるからには、農家も自分たちの生産を考えなくてはいけないと思う。(委員)
- 線引きというより、全体として農地をしっかりと使うために、どういうことを考えていくのかを整理したいと思っている。(座長)
- 様々な農業者の方と話をすることで、都市の農地や農業の公的な役割に対する認識や自覚は、我々が思っている以上に高くなっていると感じる。ただし、相続税の納税猶予などの優遇を受けている一方で、制約や義務も負うことなら理解を得やすいが、何も優遇を受けていないのに、一般の土地以上の制約や義務を負うことは、国民的コンセンサスが得られないと難しい。ヨーロッパでは、窓枠の色を塗り代えることさえできないが、それは何百年にもわたる歴史の中で形作られて、皆何の疑問も持たずにそうなっている。今の都会のような様々な方が居住する場所では、農家の方だけに過度な義務を負わせることは現実的ではない。条例を作る場合、条例の理念を実現するために留意する点や取り組むべきことなどが、農業者の義務として定められることになると

思うが、具体的な収入を基準として定めるのは、他の業種と比べても過度な義務を負わせることになり、難しいと思う。(事務局)

- 確かにそうかもしれないが、今度の法改正で、きちんと耕さなくてはいけないという制約が、条例をつくる前にできた。農家の方たちがよくおっしゃられるように、耕運機で1回だけ耕せばいいというわけではなく、そこで栽培してこそ、きちんと耕すということになる。せっかく畑を持って作っているからには、耕作して種をまいて、収穫するのは最低限のことだと思う。(委員)
- 農業所得など金額的な基準だけでなく、受け入れた区民の数などの基準(例えば、「芋掘りで受け入れた区民100名」など)も、あって良いと思う。「しっかり活用する」ことに意欲を持ってもらうためには、そのような基準も有効だろう。(副座長)
- 金銭的な基準は分かりやすい例として挙げたもので、実際にどのような基準が良いかは問題である。ただし、都市の農地は農産物を生産するだけでなく、都市に住む人に対して大きな役割を果たしているという前提で議論を進めており、それに沿った農地の使い方の義務が伴っていると思う。「しっかり活用する」ために、しっかり農産物を生産しよう、という場合には、JAや区がその実現を可能にする施策を支援するなど、様々なことに取り組む必要がある。それは、農業者に義務を負わせるだけでなく、それが実現できるような施策をとり、区民が支援しなければいけないということである。農業者全体が目指すべき農業のあり方について、数字になるかは別として、明確な目標を持ちたい。私たちが付き合っている農家は、自覚がある人が多いが、練馬全体の農業者としての共通の目標や目指すべき方向性を、低い段階からでもいいので持てたら良い。その最初の段階に振興計画があるので、こういった考え方を計画に盛り込めたら良いと思う。(座長)
- 全国的に認定農業者の制度はあるが、練馬型の認定農業者の像を持つことも、しっかり使う義務と関連するのではないか。区民を何名受け入れたというような基準が、練馬型の認定農業者としての基準であり、それを練馬型の認定農業者の理想像につなげられれば良い。(副座長)
- 農地がなくなる原因に相続がある。都市計画の中で屋敷林が指定されていると思うが、農家の屋敷林をもっと強固な形で指定し直すことができないか。相続しても売れないと、評価が下がり、農地を売らなくても相続できるのではないか。市町村の都市計画とは違うかもしれないが、どうにかならないかと思う。(委員)
- 屋敷林を生産緑地として指定することは、今はできないが、それができれば良い、ということか。(事務局)
- 今は制度的にできないが、先行的にできないのかと思う。(委員)

- 2回目のレジュメと今日の資料を読み、今何が一番問題かを考えた場合、大きく「土地」と「人」と「販売」の3つに分けられると思う。「土地」については、規模が小さいとか、あまり具体的には出ていないが農薬などの問題がある。「人」については、収入の問題、後継者の問題、休耕の問題がある。今回、農地保全の問題では土地を中心に議論しているが、その中に「人」の問題も出てきており、これらはかなりオーバーラップしていると思う。まだ思案中の考えだが、例えば「人」については、後継者がいないのであれば、農地所有者と耕作者の分離を徹底させるのはどうか。また、前回の資料で流通事業者、飲食店が自社の農業生産法人で野菜を作っているということを知り驚いたが、そのような状況を練馬区に持ってきた場合、区、JAが、1つの大きな企業体を組織し、その中で各農家の方が働くという大規模化の方針をとることも、施策としてありうるのではないか。「販売」については、キャベツが最近栽培されていないということで驚いた。3ヶ月前くらい前はキャベツが品不足で高く売られており、その時に作っていなかったのは残念である。食の安全がこれほど叫ばれ、100円のお菓子でも住所や製造者が全て書かれている現状があるので、農産品でいちいちシールを貼るのは難しいと思うが、製造者の名前をブランドへの信頼にするなどして、「安全な野菜」、「おいしい野菜」という2つの視点で販路を開拓するのはどうかと思う。(委員)
- 次回、議論するところと関わると思うので、そのときにまた議論したい。(座長)

## (2)農あるまちづくり推進の方向性について

資料2「農あるまちづくり推進の方向性」について事務局より説明。

- 「農のあるまちづくり」は、どの自治体の振興計画でも大きな柱の一つとなりつつあるので、ぜひ様々なご意見をいただきたい。(座長)
- 資料2の一番上の屋敷林、道路管理、農地の一部花壇利用についてだが、農地の一部花壇利用については、国分寺が花街道を作っている良い事例があり、是非とも取組んで欲しい。屋敷林の共同管理については、例えば屋敷林の相続税の評価を下げるといったときに、公共性を持ったとすれば、それに対して税制面でも何らかの支援をしなければならないと思う。屋敷林の共同管理は、農家の方が屋敷林の中を開放して、皆の屋敷林と位置づけるという観点からも、非常に重要なことだと思う。杉並の農家でそういったことをされている方がいて、近所の方が落ち葉をほとんど掃いてくれると聞いている。こういった良い取組みは、すぐにでも実施していただきたい。3つ目の基金については、基金などを創設して農地を買い上げることを提案しているので、是非とも進めて欲しい。(委員)
- 子供たちの学校教育については、今、中学生の職場体験がある。農業だけではないが、様々な地元の企業に行って原則5日間の体験をしている。農業の体験をするところは多く、約1500人の子供たちが、29の市町村で農の体験をしている。区でやっている中学生の職場体験も、計画の中に位置づけてもいいと思う。農地のない区の子供たちも、農地のあるところで農業体験を受けたいと相談を受けたことがある。練馬区

は他の区も受け入れているという、練馬方式の中学生の職場体験の場としても PR できるのではないかと思いますので、それも計画に入れて欲しい。(委員)

- たまたま今日、武蔵野市の私立の学校から、個人的に 5 日間の農業体験の話をいただいた。実際に農業者の方は、中学生の 5 日間の体験の受け入れを、どのように受け止めていらっしゃるのか分からないのでお聞きしたい。(事務局)
- 区立中学校の生徒を、昨日と今日、朝の 9 時から 16 時まで受け入れた。受け入れた時期が悪く、キャベツの出荷は先週終わってしまった。夏物の種を撒くという時期でもないで、仕事に困り、昨日は体験農園の資材庫の草取りをしてもらい、午後は、私の所属している研究組織に連れて行った。その会では、泥を使わずにココピートというヤシの木を発酵させたものを培土にしてキュウリを栽培するという、キュウリの高設栽培の実験をしている。中学生には、「これは農業ではない」と言われたが、これは 10 年後、15 年後の未来の農業を勉強しており、このような仕事もあると伝えた。今日は農園でインゲンの収穫を 1 時間くらいやってもらった。やだやだと言っていたが、彼らはこれから食べ物を大切にすだろう。インゲン 3 本など簡単に食べてしまうが、10 本とるだけでこんなに苦労するのだと分かったと思う。ジャガイモも掘らせたが、彼らの目は輝いていた。「他にもっと楽な仕事があったらうに、どうして来たの」と聞いたら、「美容院、コンビニ、ファミリーレストランなど他にもあるが、それらは高校生になればコンビニでバイトができるし、美容院は仕事に就けばできる。しかし、農業はどうやってこの世界に足を踏み入れていけばいいか分からないから来た。」と言っていた。私は 3 年くらい受け入れているが、今後は受け入れる時期を考えた上で受け入れていきたい。(委員)
- あるところでは、5 日間受け入れるのが難しいので、複数の農家で 1 日ずつ受け入れているそうだ。清瀬は、一斉に百何人が職場体験をするようで、それを農家の人が 20 人くらいで受け入れているそうだ。(委員)
- 「環境に負荷を与えない農業」というのは重要な課題だと思う。それに対して 3 つの取組み例が書かれている。現状を踏まえると、1 番目を別にすれば、あとは既に取組まれていることではないか。その上で新しく取組む場合、どこまで広げられるか、またどのようなことに取組めば、この課題について新しい取組みになるのかが、はっきりしない。例えば食べ残しについては、学校では既に取組まれており、次にどこまで広げるのかというと、新しいチャレンジになるかもしれない。次にどのような課題に挑戦するのが、これら 3 つについて明確ではない。(座長)
- ここに挙げられている課題は、練馬独自の課題なのか、一般的に農あるまちづくりを達成する際の課題なのか。練馬らしい取組みを考えていけたらと思う。(委員)
- 一般的な課題であると同時に、練馬区にとっても大切な課題である。練馬の大地、公園の落ち葉の堆肥化などは、ある程度進められてきたが、それをさらに進めるためにはどのような課題があり、練馬らしい取組みにはどのようなものが考えられるかが、ここで検討すべきことだと思う。区ではどこまでこの取組みが進められており、農業者側でこれに取組もうとした時にはどうなのか。(座長)

- 実際どこまで取り組むのかは、なかなか難しい。剪定枝、練馬の大地の品質管理などの問題についてはご指摘頂いており、課題が残っているのが現状だ。これらの課題は、事務局としては、農業振興計画の10年の中の最初の数年で、解決に向けて取り組むべきものではないかと考えている。(事務局)
- 練馬の大地は品質面に問題があり、改善して使っていかなければならない。今、その原料は基本的に学校の給食残渣にとどまっているのか、あるいはもう少し広がっているのか。(座長)
- 保育園や学校など、区内の区立施設の給食施設を持っているところが活用している。(事務局)
- それをもう一まわり二まわり、広げていくことはできないのか。また、どういうところ手がかりになるのか。(座長)
- 公共施設の給食残渣を使った練馬の大地の品質が不十分なので、それを改善するのが当面の課題がある。学校や公共施設からの残渣の受け入れは、比較的安定しているが、一般のご家庭からの残渣を受け入れるには、品質が十分に確保されるかということをしつかりと研究していかなければならないと思う。70万都市の循環モデルを作るという意味で、意欲的な問題提起だと思うが、行政計画としてはこれ以上は研究という面が強くならざるを得ない。練馬の大地の品質が確保され、農業者の方にもご利用いただけるようになり、さらに区内の農業者以外の販路を確保できた上で、考えていくべきことだと思う。(事務局)
- 東京都の場合、都庁の残渣は全て堆肥化しており、ホテルについても相当進んでいるらしい。良いものを作ることが第一だが、ある程度組織されたところで、次のステップに向かって実験していくような取組みを視野に入れて、10年計画の中で検討することも必要だと思う。(座長)
- 次期農業振興計画では計画期間が10年間の計画のため、ある地域で、区民参加の下でステーションのようなものを作り、残渣を持ってくるといった実験をする可能性は十分にあると思う。ご指摘の通り、取組みを前向きに検討すべきだろう。(事務局)
- 「生ごみや公園剪定枝等を堆肥として農地へ還元する循環モデルを研究する」の「循環」についてだが、生ごみはどこから出るのか。練馬から出たものを、また堆肥にするのか。それは、環境問題だけではなく、販売先の問題でもあり、販路拡大につながると思うので、販売政策としてもどんどん進めるべきだと思う。武蔵野のある公団では、生ごみ堆肥化の施設があり、堆肥を公園で売っているのだが、30分で完売するらしい。住民の方たちが自分たちで出したものだからと買って行くそうだ。(委員)
- 「農のあるまちづくり」の「協働管理」も、おそらく最初は場所を特定して、実験的に進めていくと思うが、様々な実験事業ができるような予算措置はあるのか。(座長)



- 区の一般的な予算は単年度予算主義なので、翌年度何をするか明らかでないについて、予算措置をすることは基本的にはない。例えば、生ごみや剪定枝を農地に還元する循環モデルについて、ある地区を使って実験をする、そのための残渣の回収や堆肥化の委託をモデル事業として実施する場合、その予算措置はありえる。(事務局)
- 屋敷林の共同管理など、いくつかの練馬型農業振興プロジェクトを作るための実験的なプロジェクトに取り組む場合、一つ一つ枠を定めたものではなく、いくつかのことが自由にできる予算措置があると、色々な実験事業ができると思う。(座長)
- 基本的に予算の内容が緩くなれば緩くなるほど、予算の議決主義がいい加減になってしまう。予算化するとしても、一定程度詳細な事業プランが出ていないと難しいと思う。(事務局)
- 農業ではなく、区民との協働の施策の検討の中で、現在区民からの提案事業の予算化を検討している。具体的には、平成 23 年度から予算化することになると思う。予算に限りはあるのだが、行政と区民の皆様の提案に基づき、選考委員会が適切と判断したものについては、予算化して取り組んでいただくというものだ。(事務局)
- 「ねりまの農の学校」がどのようなものなのか、分からない。取り組み例を読むと、「農あるまちづくりのプロジェクトの検討・試行を推進する」とことが「農の学校」と捉えられる。(副座長)
- 練馬区都市農地協議会が去年、一昨年と開催され、今年は練馬区農業振興計画策定懇談会を設置している。来年以降も継続的に「農のあるまちづくり」について議論を進めるために、「(仮称)農あるまちづくり推進協議会」をつくり、農業者の方や学識経験の方、区民の方が農に関心を持ち、関与していく仕組みづくりを推進しようという趣旨である。(事務局)
- 最後の教育の問題も重要だと思う。給食の問題に関しても、栄養士さんとの関係など難しい点があるようなので、先生、栄養士さん、調理をしている方など学校関係者の方を対象にした農業の講座、あるいは実際に畑をやりながら農業を理解してもらうような取り組みによって、学校教育の中に農業を取り入れる基盤ができないか。(座長)
- ご指摘の通り、学校と栄養士さんと地域の関係で、うまくできている所と、そうでない所がある。学校関係者の方と振興施策の検討を進めていく中で提案することは可能だが、学校現場も本当に忙しく、なかなか理解が得られない場合も考えられる。ただし、そういったことを検討するのは可能だとは思う。(事務局)
- 練馬には、農を含めた食べ物など伝統的なものが多くあるが、農の伝承に関しては触れられていない。(委員)
- 農の文化の伝承についての視点は無かったため、検討したい。(事務局)

(3) 農業振興計画の取り組みの方向性について

資料3「農業者の意向調査集計結果【速報版】」の説明。(事務局)

- これは、次回議論するときの参考としてお読みいただき、次回の議論に活かしていただきたい。(座長)

資料4「時期練馬農業振興計画における農業経営基盤強化促進法の基本構想の位置づけについて」の説明。(事務局)

- 振興計画の中に、この基本構想に当たる部分を盛り込むことについてご了承頂きたい。資料5は長くなるので、割愛させていただく。(座長)

3. 次回の日程の確認

第4回懇談会は、7月9日(金)18時00分から、第5回懇談会は7月22日(木)18:00からの予定である。(事務局)